

スマートマンション導入加速化推進事業

MEMS アグリゲータ公募要領

< 2次公募 >

平成26年2月

MEMSアグリゲータへ応募される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、S I Iとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

本事業のMEMSアグリゲータは、補助金の執行業務の一端を担います。については、参加を検討される事業者各社におかれましても、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」（以下、適化法という。）をよくご理解の上、適正な執行体制を構築できることを確認の上、応募をいただきますようお願いいたします。

1. 補助金申請時に申請者が提出する書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. S I Iから補助金の交付決定を通知する前において、既に発注を終えた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。
4. 虚偽、その他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者およびMEMSアグリゲータに対して現地調査等を実施します。
5. 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受給済みの補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I Iに返還していただきます。
併せて、S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わない等の措置と合わせて当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。
6. 補助金に係る不正行為に対しては、適化法の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するスマートマンション導入加速化推進事業は、経済産業省が定めたスマートマンション導入加速化推進事業交付要綱第2条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする者に交付するものです。

目 次

1. 事業概要	P 1
1-1 事業目的	P 1
1-2 事業概要	P 1
1-3 事業スキーム	P 5
1-4 事業スケジュール（予定）	P 5
2. MEMSアグリゲータの業務	P 6
2-1 位置付け	P 6
2-2 管理業務の概要	P 7
2-3 MEMSアグリゲータへの補助	P 9
2-4 その他留意事項	P 9
3. MEMSアグリゲータの登録要件	P 10
3-1 事業者の要件	P 10
3-2 補助対象システム・機器の要件	P 11
3-3 選定方法	P 11
4. 応募方法	P 12
4-1 申請書の入手方法	P 12
4-2 提出書類	P 12
4-3 応募期間	P 13
4-4 提出先	P 13
4-5 問い合わせ先	P 13
別表1 補助対象システム・機器の機能表	P 14
参考資料	P 15

1. 事業概要

1-1 事業目的

本事業は、平成25年3月4日より平成25年3月29日に1次公募を行い、24社をアグリゲータとして採択している。更に事業を加速する為に、アグリゲータの2次公募を行うものとする。

本事業の目的は、エネルギー管理システム（以下「MEMS」という）を導入し、エネルギー使用の効率化及び電力需要の抑制による無理のない節電を図るマンションなどの集合住宅（以下「スマートマンション」という）の普及を推進する。また、家庭部門へ電力需給調整サービスの提供を行うエネルギー利用情報管理運営者（以下「MEMSアグリゲータ」という）を育成し、電力需要逼迫時や災害時におけるエネルギーセキュリティの強化を目的とする。

（注1） MEMSアグリゲータとは

クラウド等による集中管理システムを保有する事業者で、マンションなどの集合住宅に対してMEMSを導入し、エネルギー管理支援サービス（P10参照）やMEMSから得られる情報を活用する継続的なサービスを通じて10%以上の節電（総量）を目標に事業を行う者として、SIIに登録を受けた者。

1-2 事業概要

本事業は、MEMSアグリゲータのもと、集合住宅のスマート化を行う事業者（以下、「補助事業者」という）に対して、その費用の一部を補助する。

（1）補助金事業名

スマートマンション導入加速化推進事業費補助金

（2）予算額

約130億円

（3）補助事業者

原則、集合住宅における全戸の所有者、管理組合（法人格を有する管理組合を含む、以下同じ）のいずれかに該当し、以下①～②の要件を全て満たすもの。なお、管理組合は、補助事業を行うことについて各々が定める規定に基づく必要な同意形成（総会の議決など）が行われていること。

- ① 原則、補助事業を行う建物の全住戸の住民が、MEMSアグリゲータと1年以上のエネルギー管理支援サービスについての契約を締結し、サービス開始後1年間の電力消費の実績報告を含む国への情報提供に同意していること。
- ② 補助金の申請及び交付に関する手続きなど、SIIの定める手続きがMEMSアグリゲータを通じて行われることについて同意していること。

（注1） SIIに提出されたデータは、SIIから国に提出された後、統計的な処理等をされて公表される場合がある。

（注2） 新築の分譲住宅など、管理組合が組織されていないスマートマンションについては、デベロッパーなどの事業主体が補助事業者となることができる。

(注3) 補助対象となる設備について、MEMSアグリゲータやリース会社が設備を保有し、マンションの管理組合等にサービス提供する場合、設備の所有者も管理組合等と共同で申請を行うこと。

(4) 補助対象となる事業

以下の要件を満たす事業に対して補助を行う。

- ① 日本国内において実施される事業であること。
- ② MEMSアグリゲータがエネルギー管理支援サービス等を実施するために、S I Iが指定する機能要件を満たすMEMSを設置するものであること。

(注1) 集合住宅：各々が独立して電力会社等と電力使用契約を取り交わす複数の住戸が、同一建物に同居している建築物

《集合住宅の例》

該当する	マンション、アパート 等
該当しない	二世帯住宅、老人ホーム、ホテル・旅館 等

(注2) デベロッパーなどの事業主体が補助金の交付を受ける場合、管理組合が組織された後、速やかに補助事業を管理組合に承継する手続きをS I Iに対して行うこと。その際、補助対象設備は原則共用設備として譲渡し、エネルギー管理支援サービスの加入、電力消費の実績報告や取得財産等の適正管理など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。

(注3) リース等 によってシステム・機器を提供する場合には、リース料等から補助金相当分が減額されることを記載した書類（補助金の有無で各々、リース料等の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示できること。

また、リース期間等については、導入した補助対象設備を処分制限期間（5年）の間使用することを前提とした契約とすること。なお、リース事業者等が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認める。この場合、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

(5) 補助対象システム・機器

別表1に定める要件を満たし、MEMSアグリゲータが提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠な設備で、共用設備として処分制限期間（5年）適切に管理されるもの。

ただし、代表的なシステム・機器構成について予めS I Iの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているもの。

(6) 補助対象経費

1) 区分

設 備 費	MEMSアグリゲータがエネルギー管理支援サービス等を実施するために必要なシステム・機器装置・計測装置等の購入、製造（改修を含む）又は据え付け等に要する費用 （ただし、補助事業に係る土地の取得及び賃借料を除く）
工 事 費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する費用

2) 補助対象範囲

設 備 費		
M E M S	【必須】 共用部設備	計測機器 電力量センサ、ガス量センサ、水量センサ 温度計、CTセンサ、 パルス検出器、分電盤、配電盤 など モニター装置 監視用端末、ローカルサーバ など 制御機器 リレースイッチ、コントローラ、インバータ など 通信装置 モデム など 制御用配管配線及び付属品、工事部材 など
	【必須】 専有部設備	計測機器 電力量センサ、計測タップ、計測機能付分電盤 など 表示・通知装置 専用表示端末など 制御機器 負荷設備制御装置、タップ型機器 など 通信装置 モデム、ゲートウェイ など 制御用配管配線及び付属品、工事部材 など
	【選択】 エネルギー管理支援 サービス関連設備	提供するサービスに応じた補助対象範囲を個別に決定します。 （例） ・一括高圧受電サービス：高圧受変電設備*、スマートメータ など （一括高圧受電サービスの場合、スマートメータの全戸設置は必須） ・ブロードバンドサービス 回線終端装置、ハブ など ・制御用配管配線及び付属品、工事部材 など
工 事 費		労務費、運搬費、試運調整費、仮設費、工事管理費、回線工事、配線工事 など

※高圧一括受電設備の補助対象範囲は添付資料参照

（注1） スマートメータは少なくとも「30分積算電力量の測定」と「遠隔検針」機能を有すること。

（注2） MEMSと接続される空調、照明、太陽光発電システム、蓄電池、燃料電池、EV充電器、給湯器、スマートメータについては、その計測・制御にかかる設備、工事は補助対象とする。

（注3） 新築の集合住宅については

- ・補助対象となる工事費は、建物の本体工事と分けられる場合のみ補助対象とする。
（契約・見積りを分けることができ、客観的に補助事業に係る経費として確認できること）
- ・MEMSの導入に関係なく必要な設備にかかる費用については、補助対象外とする。
（電気、インターネットなどのファシリティに係る設備、それにかかる配線工事等）

以下の経費については補助対象外とする。

- ・エネルギー消費機器、創エネ・蓄エネ機器の本体設備
- ・別途国が定める基準を満たさない設備・機器類
(電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合しない高圧受変電設備、
HEMSタスクフォースの決定事項に準拠しない制御機器等)
- ・S I I が補助対象外と判断した機器、設備
- ・補助金交付決定が行われる以前に係る経費 (事前調査費等)
- ・外構工事費 (配管土木工事等)、キュービクルの土台など躯体工事、及び事業に関係のない
工事費
- ・既存設備及びその解体・撤去に係る経費
- ・一般管理費、諸経費 (代理申請手数料、交通費、会議費等)
- ・消費税

3) 他の補助事業との調整

補助対象経費に、国からの他の補助金 (負担金、利子補給金並びに適化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同第2号に掲げる資金を含む) 等が含まれる場合、補助対象外とする。

(注1) 本事業において補助対象となる各住戸内の制御装置は、平成25年度補正予算「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入支援事業費補助金 (HEMS機器導入支援事業)」との併用はできないので、注意すること。

(7) 補助率

補助対象経費の区分に対し、補助率を乗じて得られた額の合計についての補助を行う。

補助対象経費区分	補助率
設 備 費	1 / 3 以内
工 事 費	1 / 3 以内

(8) 補助事業期間

平成29年6月30日までとする。

平成27年3月31日まで、交付決定を行う。

平成29年4月28日まで、完了報告書の受付を行う。

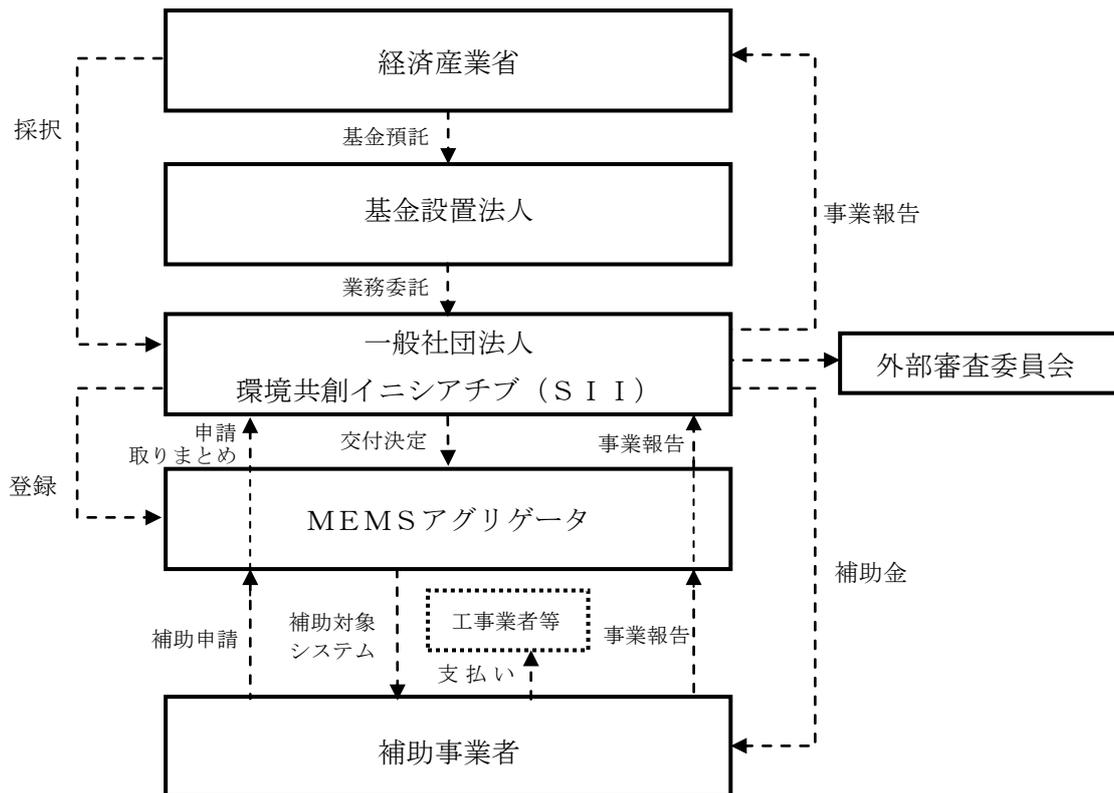
(※完了報告時には、補助対象工事及びその費用の支払が完了していること。)

詳細については、MEMSアグリゲータ決定後、MEMSアグリゲータに説明を行う。

※ 交付決定前に契約、工事着工を行っている事業は対象外とする。

※ 予算額に達した場合、補助事業期間内であっても事業を終了する。

1-3 事業スキーム



1-4 事業スケジュール (予定)

時期		項目
平成 26 年	2 月	2月4日 MEMSアグリゲータ 募集 (補助対象システム・機器を含む)
	3 月	2月25日 締め切り ・MEMSアグリゲータ ・システム、機器審査 ▽外部審査委員会
		4 月
平成 27 年	1 月	1 月末 補助金交付申請 受付終了
	3 月	3 月 31 日 交付決定の終了
平成 29 年	4 月	4 月 28 日 完了報告書 受付締切
	6 月	6 月 30 日 補助金支払い完了

※予算額に達した場合、補助事業期間内であっても事業を終了する。

2. MEMSアグリゲータの業務

2-1 位置付け

クラウド等による集中管理システムを保有する事業者で、マンションなどの集合住宅に対してMEMSを導入し、エネルギー管理支援サービス（P10参照）やMEMSから得られる情報を活用する継続的なサービスを通じて10%以上の節電（総量）を目標に事業を行う者として、SIIに登録を受けた者を「MEMSアグリゲータ」と位置づける。

MEMSアグリゲータは、SIIによる定期的な監査や指導を受けながら、MEMS機器設置者の補助申請の取りまとめ、実績報告の提出など補助金執行にかかる管理業務を行うこととする。

MEMSアグリゲータとして登録を受けるには、以下の手続きが必要となる。

(1) MEMSアグリゲータ登録手続き

1) MEMSアグリゲータへの応募

SIIが指定する期間に、応募に必要な指定の書類を提出すること。

2) MEMSアグリゲータの審査・採択

外部審査委員会の審査を経て、SIIが採択する。（必要に応じて面談を行います）

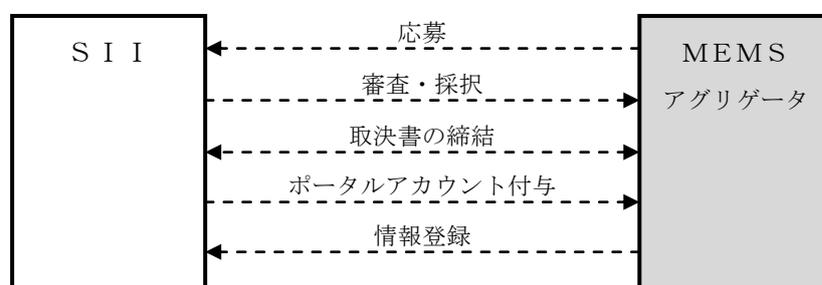
3) SIIとの取決書の締結

採択決定後、業務規定、個人情報の取り扱い、不正受給の責任等、補助事業を行う上で必要な取決書を締結する。

4) MEMSアグリゲータポータルへの情報登録

補助事業の情報は、SIIが提供するポータルサイトを通じてインターネット上で共有される。このため、必要な事業者情報（口座、担当者など）を入力し、登録手続きを完了する。

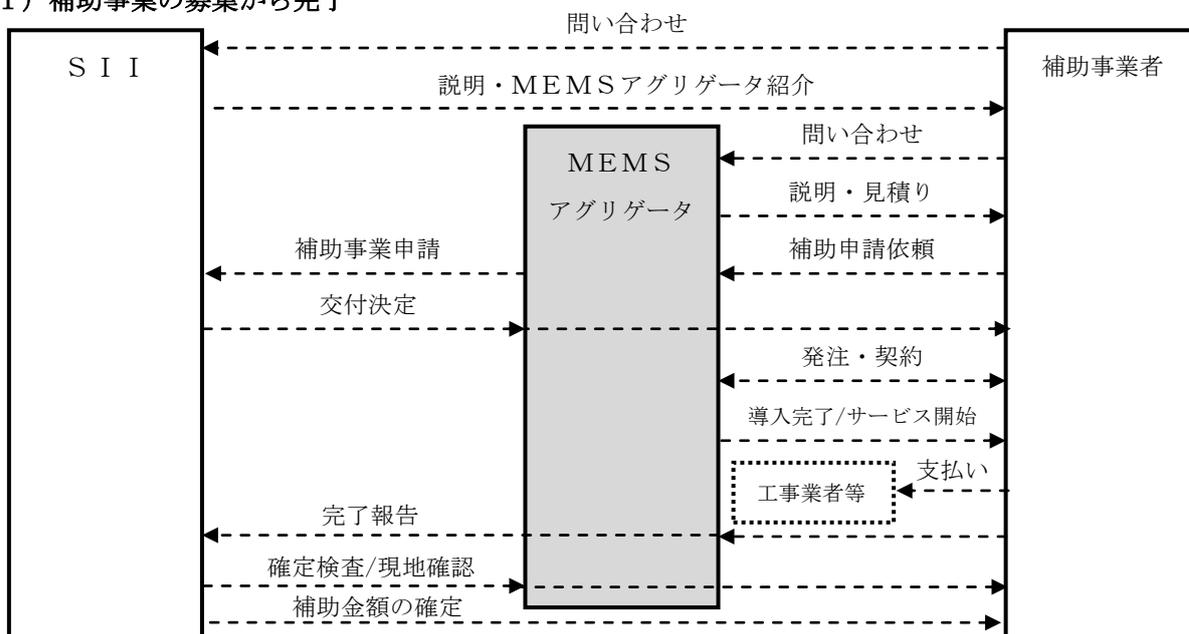
なお、ポータルは株式会社セールスフォース・ドットコムのクラウドサービス上で提供されるため、セキュリティ等の扱いで自社規定に抵触しないことを事前に確認すること。



2-2 管理業務の概要

MEMSアグリゲータは、エネルギー管理支援サービスに加え、補助金の適正執行の観点から、以下の(1)～(3)の管理業務を行う。

(1) 補助事業の募集から完了



1) 補助事業の周知

補助対象システム・機器の導入を検討する事業者からの問い合わせに対応するなど、S I Iとともに本事業の周知活動に取り組む。また、S I Iが補助事業者向けに作成するMEMSアグリゲータ一覧に必要な情報（提供サービスの内容、サービス費用等）を提供する。

2) 補助事業申請の受付、S I Iへの補助事業申請

補助対象システム・機器の導入を検討する事業者に対して、本事業についての詳細な説明を行うとともに、申請を行うこととなった場合には、必要書類を取りまとめ、S I Iに提出する。
※エネルギー管理支援サービス後、電力消費の実績などに関する国への情報提供及び、これらの情報の公表について、補助事業者の同意を得る。

3) 補助対象設備の設置とエネルギー管理支援サービスの開始

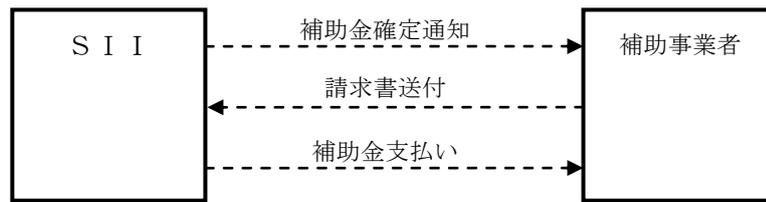
S I Iからの交付決定後、補助事業者は補助対象設備の設置を支援するとともに、エネルギー管理支援サービスに関する業務契約を結ぶ。

※リース等によりMEMS導入を行う場合、補助対象設備の所有権に関する取り扱い及び、リース料等における補助金の扱いについて、業務契約書に明記する。

4) 補助事業の確定検査への協力

S I Iは必要に応じて、完了報告を受けた補助事業に対して、現地確認を含む確定検査を行う。MEMSアグリゲータは補助事業者への連絡や現地確認に必要な調整など、S I Iが行う検査へのサポートを行う。

(2) 補助金の支払い

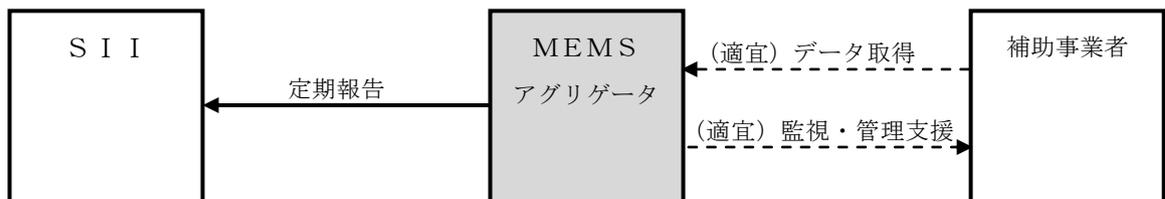


1) 請求書の発行・送付

補助事業者は、S I I から補助金額の通知を受けた後、請求書をS I I に送付する。

※ S I I から補助事業者への支払いは、S I I から補助事業者への請求書到着後、翌月末の予定。

(3) エネルギー管理支援サービスの報告



1) 個々のエネルギー管理支援サービスの報告

S I I は、MEMS アグリゲータに、個々のエネルギー管理支援サービスについて、開始時及びサービス開始1年後にS I I が指定するデータの提出を求める場合がある。

また、これ以外の時期においても、データの提出を依頼することがある。

※ S I I に提出されたデータは、S I I から国に提出された後、統計的な処理等をされた後公表される場合がある。

2) エネルギー管理支援サービスの進捗状況の報告

S I I は、ホームページ等において、MEMS アグリゲータ毎に補助事業の実施状況（実施中のエネルギー管理支援サービスの件数、電力消費量の使用状況）について、適時一般に公表するとともに、中間報告会を開催し、MEMS アグリゲータ毎のエネルギー管理支援サービスの実施内容について情報共有を図る場合がある。

2-3 MEMSアグリゲータへの補助（システム開発費）

MEMSアグリゲータに決定した後、本事業が求めるシステムの開発に係る経費について補助を行う。

- エネルギー管理支援サービスを行っている事業者が、本事業の補助対象システム・機器の要件に合わせて、保有するシステム・機器の機能拡張にかかる開発費
- エネルギー管理支援サービスを行っていない事業者が、本事業の補助対象システム・機器の要件に合わせて、保有する自社のエネルギー管理支援サービスの機能を付加するためにかかる開発費

補助率	1/3 以下	補助対象として認められた経費全額の 1/3 以下
上限額	3,000 万円	上限の範囲内で、複数回申請可

(注1) 事業開始後、補助対象要件の変更などに伴ってかかる経費については、追加申告できる場合がある。

(注2) 第1期アグリゲータは、これまでの申請分を差し引いて上限の範囲内で申告できることとする。

2-4 その他留意事項

- 1) MEMSアグリゲータは、S I I が行う監査や会計検査院による会計監査に備え、補助金の受領に要した全ての書類を最低5年間以上保管し、閲覧・提出に協力しなければならない。
- 2) MEMSアグリゲータは、補助事業者が虚偽申告等により補助金を不正に受給したことが明らかになった場合、速やかに国若しくは基金設置法人、S I I に報告しなければならない。
- 3) MEMSアグリゲータは、補助事業者に対して補助事業を通じて取得した設備について、適切な財産管理を指導しなければならない。また、補助対象設備の所有権移転や処分の要が生じた場合には、速やかにS I I に連絡し、指示を受けなければならない。
- 4) MEMSアグリゲータにおいて、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、MEMSアグリゲータとして不適切であるとS I I が判断した場合、MEMSアグリゲータ登録の解除を行う。

3. MEMSアグリゲータの登録要件

3-1 事業者の要件

以下の要件をすべて満たし、顧客に対しサービスを提供しその契約主体となる事業者とする。

(事業者が有しなければならない基礎的要件)

- ① 日本国内において登録された法人であること。
- ② 安定的な事業基盤を有していること。
- ③ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

(事業者が提供するMEMS、エネルギー管理支援サービスの要件)

- ④ S I I が定める要件を満たすために、建物に応じた補助対象システム・機器を構成し、提供（協力企業の紹介も含む）できること。
- ⑤ エネルギー管理支援サービスを含む、集合住宅向けの継続的なサービスを提供できること。
- ⑥ ⑤のサービスについて速やかに開始できる事業計画を有するとともに、その実行性を客観的に示すことができること。（投資計画や、営業先、導入見込み、事業拠点、市場調査など 具体的根拠となる資料を添付すること）
- ⑦ 本事業終了後においても、事業・サービスを継続・拡張（戸建やエリアマネジメントなど）して実施して行く事業計画を有するとともに、その実現性を客観的に示すことができること。

(事業実施における情報の取り扱いに関する要件)

- ⑧ 本事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。
(J I S Q 2 7 0 0 1 相当の第三者認証取得が望ましい)
- ⑨ 補助事業後に行う定期報告において、補助事業者の同意を得て、その情報を提供できること。

(その他)

- ⑩ MEMSアグリゲータとして採択後、S I I が定める「取決書」に同意し、遵守できること。
- ⑪ 補助事業終了後においても、当該補助金を用いて取得した財産について、財産の処分を制限する期間中、適切に財産管理を行えること。
- ⑫ 本事業期間を通して要件①～⑪を満たし、S I I が定めるMEMSアグリゲータの業務（P 6～9 参照）を遂行できること。

(注1) MEMSアグリゲータが提供するエネルギー管理支援サービスは、以下の2つを含むこと。

- 1) 省エネ・ピークシフトを促進することにより、電力消費量の10%以上(総量)削減を目標としたサービス。
- 2) 電力会社等からの要請に応じて、節電・ピークシフトを促すことができるサービス。

※ アグリゲータと電力会社等とのデマンドレスポンス契約は必須ではない。

3-2 補助対象システム・機器の要件

以下の要件をすべて満たすことについて、S I Iの確認を受け、登録されたもの。

- ① MEMSアグリゲータがその性能を確認し、MEMSアグリゲータを通じて提供されるシステムであること。
- ② (別表1)において指定する機能を全て有し、それを明確に示せること。
- ③ 製造者の瑕疵による不具合等に対して、1年以上の保証期間を有していること。

3-3 選定方法

有識者を含む関係分野の専門家で構成された外部審査委員会において、以下の項目について審査を行い、この審査結果及び評価を踏まえ、S I IがMEMSアグリゲータを採択する。

【審査項目】

- ・ サービス契約の継続性とサービス内容の魅力、顧客へのベネフィット
- ・ 事業計画の実現性、効率性
(投資回収の見込み、既存ビジネス基盤と本事業との親和性等)
- ・ 補助金を活用することによる事業加速性
- ・ 本事業終了後の継続性、拡張性
(補助金が無くても成立する収益性、戸建住宅向けやエリアマネジメントなど同様の事業展開の展望等)
- ・ 国が行う節電への取り組みに対する協力
(デマンドレスポンス事業やスマートコミュニティ実証実験等)
- ・ S I Iの定める要件をすべて満たすこと

※審査過程において、S I Iからの聞き取りや審査委員会でのプレゼンテーションを求める場合がある。

4. 応募方法

4-1 申請書の入手方法

S I I ホームページ (<http://sii.or.jp/>) から申請様式をダウンロードし、提出に必要な書類を作成すること。

4-2 提出書類

提出書類に不備・不足等があると選考の対象にならない場合があるので、注意すること。

No	様式	書類名称		注意事項
応募事業者が提出する書類 (すべて必須)				
1	指定 (様式1)	MEMSアグリゲータ登録申請書		
2	指定 (様式2)	事業者概要書		●過去実績のわかるカタログ等を別途提出すること
3	指定 (様式3)	実施体制図		
4	指定 (様式4)	事業計画書		●事業計画の詳細、その実効性を示す根拠を別途提出すること
5	指定 (様式5)	サービス・システム・機器提案概要書		●想定戸数50戸、100戸の両方については、必ず作成・提出すること ●複数のシステム・機器を提案する場合は、システム・機器ごとに1枚ずつ作成・提出すること ●ECHONET Lite 認証仕様書を別途提出すること
6	原本	事業者登記簿謄本		
7	自由	会社概要		
8	自由	決算報告書 (直近3年分)		
9	自由	情報セキュリティポリシー 等		●情報管理における取り組みがわかる資料 ※取得している場合、第三者認証の認証証明書等
10	自由	4. 事業計画書の根拠		●本事業における投資金額・投資回収計算とその根拠 ●サービスの継続性を説明できる書類 ●過去実績、顧客との接点、事業資源 (拠点、人員) ●将来における事業の展望、計画等を示す書類 など
11	自由	提案したシステムの概算見積り		●様式5におけるイニシャルコストの概算見積り (全提案分)
12	自由	契約書類 (案文可)	工事請負契約書	●報告時の個人情報の提供、補助金の返還など補助金に関係して必要な文言を反映すること ●リース等の場合、その料金から補助金分を割り引く等の必要な文言を反映すること
			サービス契約書	
13	自由	カタログ類	MEMSカタログ	●提案するMEMSのシステム概要、構成する製品のスペック、価格等がわかる書類を添付すること
			製品カタログ	
			サービスカタログ	
			各価格表	

※ 指定書式の書類は、原則すべての項目について記載すること。

※ 提出書類 No. 4については、事業計画を評価する上で特に重要であるため、必ず詳細がわかる書類を添付すること。

※ 関係個所が判別し難い書類 (カタログや価格表、契約案等) は付箋やマーカーで目印をつけること。

※ 書類一式をファイルに綴じ、書類名を記した見出し (タブ) をつけること。

※ 2部作成し、1部をS I Iに提出、1部を担当者が保管すること。

※ 指定書式（様式1～5）については、エクセルデータをCD-ROMで同封するか、ファイルをメールで提出すること。（アドレスは、「4-5 問い合わせ先」参照）

4-3 応募期間

平成26年2月4日（火）～平成26年2月25日（火）17:00（必着）

※ 応募資料は、書留・宅配等の配送状態が確認できる手段で送付すること。（直接、持参不可）

4-4 提出先

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第2グループ
スマートマンション導入加速化推進事業担当 宛

4-5 問い合わせ先

TEL : 03-5565-4121
(受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～17:00)
Mail : mems01@sii.or.jp
FAX : 03-5565-4122

MEMS補助対象システム・機器の機能表

NO	項目	区分	機能
導入拠点における共用部に対する機能要件			
1	電力の計測と見える化	電力消費量	必須 建物全体、共用部全体の電力消費量を測定すること。 ※共用部全体の分岐計測が困難な場合は、全体から専有部合計を差し引いた値を共用部全体とすることも認める
2		発電量、売電量	必須 太陽光発電、燃料電池など発電設備を有する場合、機器種別ごとの発電量と売電量を測定すること。 ※計測できない理由がある場合を除く（自身の保有設備ではない、屋根貸し、全量売電等）
3		蓄電量、放電量	必須 蓄電設備を有する場合、充電量と放電量を測定すること。 ※非常用など、計測する必要性がない場合を除く
4		計測間隔	必須 計測点それぞれで30分以内の積算電力量を測定すること。
5		見える化	必須 建物全体の30分以内の積算電力量を閲覧できること。 ※WEB経由での表示やエントランス等への表示画面設置でも可 ※計測から表示までの間隔は定義しない
6	接続機器の制御	電力負荷設備	必須 共用部の電力負荷設備（照明・空調等）を導入拠点から離れた場所において、稼働状況を変更できる機能を有すること。（※1）
7		発電、蓄電設備	任意 発電、蓄電設備を有する場合、導入拠点から離れた場所において、稼働状況を変更できる機能を有すること。
8	デマンドの制御	デマンドピークの制御	必須 建物全体の30分積算電力量の目標値の設定ができ、設定された目標値を超える蓋然性が高い場合には、目標値以下に抑制する機能を有すること。
9		デマンドレスポンス	必須 アグリゲータが電力会社等から節電要請を受けた場合、導入拠点から離れた場所において電力使用量を抑制できる機能を有すること。（※1）
導入拠点における専有部に対する機能要件			
10	ECHONET Lite規格への対応	ECHONET Lite規格の搭載	必須 エコネットコンソーシアムの認証仕様書に基づきコンソーシアムが指定する制御オブジェクトを搭載すること。 （※3）ECHONET Lite対応のアダプター等による対応でも可とする。（参考資料参照）
11		ECHONET Lite制御可能家電のマルチメーカー対応	必須 需要家向けに提供しているMEMS/HEMSから接続可能家電等の一覧を公開すること。 接続可能家電等に2メーカー以上が含まれていること。（参考資料参照）
12	電力の計測と見える化	電力消費量	必須 全戸の各住戸ごとの全体消費電力量を測定すること。 また、分岐回路単位や部屋単位等の電力消費量を追加測定できる拡張性を有すること。（センサー追加可） ※スマートメータとの連携を推奨するが、分電盤等へのセンサー設置でも可とする（高圧一括受電サービスの場合を除く）
13		計測間隔	必須 計測点それぞれで30分以内の積算電力量を測定すること。
14		見える化	必須 各住戸で住戸全体の30分積算電力量を閲覧できること。 ※計測から表示までの間隔は定義しない
15	家電の制御	遠隔制御	必須 ECHONET Lite対応家電が設置された場合、導入拠点から離れた場所において、稼働状況を変更できる機能を有すること。
16		デマンドレスポンス	必須 アグリゲータが電力会社等から節電要請を受けた場合、各戸に電力使用抑制を通知する機能を有すること。 ※メールや見える化端末での通知、ダイナミックプライシング等でも可
アグリゲータのセンターシステムに対する機能要件			
17	見える化	一覧表示	必須 全ての計測点の電力消費量を一覧表示する機能を有すること。
18		部分表示	必須 各住戸など特定の計測点の情報を特定の対象に表示する機能を有すること。
19	デマンドの制御	デマンドレスポンス	必須 電力会社等からの節電要請を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な通知を行う機能を有すること。
20	データの保存管理	計測データ等の保存	必須 計測データについて、アグリゲータが設置するサーバ上に保存し、閲覧できること。 保存するデータの粒度は、60分以内で1ヶ月以上、1日以内で13ヶ月以上とする。
21		履歴の保存	必須 電力会社等の節電要請に対応した場合、その日時・各計測点における30分ごとの積算電力量を、アグリゲータが設置するサーバ上に13ヶ月以上保存し、閲覧できる機能を有すること。
外部との接続の連携			
22	スマートメータとの連携		必須 スマートメータを設置している場合、そのデータを表示する機能を有すること。（※2）
23	標準プロトコルへの対応		必須 デマンドレスポンス等の標準プロトコルが正式発表された場合、それらの標準プロトコルへの対応が可能であること。 ※ゲートウェイなどの追加設備の設置による拡張性も認める。

※1 共用部の制御を行わず、総量で10%以上の電力消費量削減が見込まれる場合は、共用部の制御を行う必要はない。

※2 電力会社等がスマートメータの情報連携を認め、情報インターフェイス等、連携のための情報を公開していることを前提とする。

※3 新築の集合住宅において、専有部分に太陽光発電システム、蓄電池、燃料電池等の創エネ・蓄エネ機器を設置する場合、設置機器はECHONET Liteによる制御可能な機器とすること。
設置機器の詳細な仕様については、エコネットコンソーシアムの定める手続きによること。

ECHONET Lite制御可能家電のマルチメーカー対応

スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会にて、接続可能家電等のマルチメーカー化推進が合意されております。本事業でも当該方針を踏襲し、以下の条件を追加いたします。

スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会(第4回)配布資料参照(http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/smart_house/004_haifu.html)

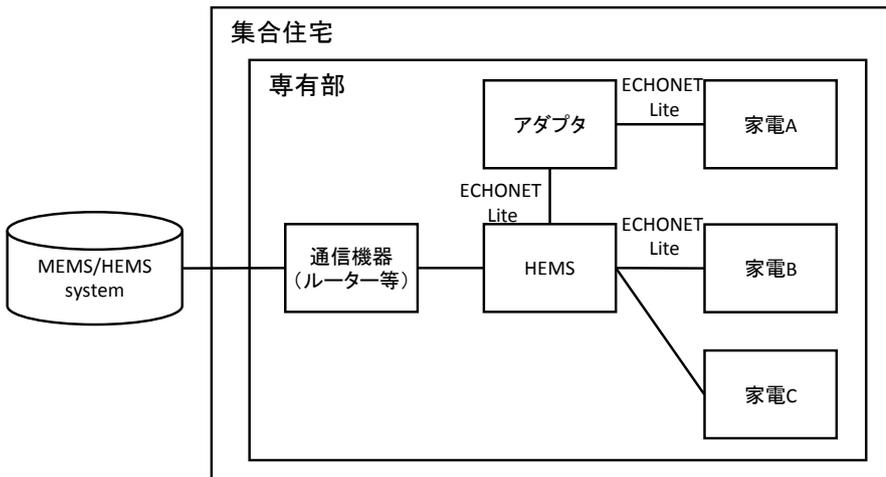
- ・ 需要家向けに提供しているMEMS/HEMSから接続可能家電等の一覧を公開すること
- ・ 公開する家電一覧はアグリゲーターもしくはHEMSメーカー等が接続確認を行っていること
- ・ 接続可能家電等に2メーカー以上が含まれていること(通信変換アダプタ等の利用も可)

- ※ 接続可能家電等はエコネットコンソーシアムから公開されている家電とすること(http://www.echonet.gr.jp/kikaku_ninsyo/list_lite/equip_srch)
- ※ 接続可能家電等は、重点8機器(スマートメーター、太陽光発電、蓄電池、燃料電池、EV/PHV、エアコン、照明機器、給湯器)の中から少なくとも1機器を含むこと(計測機器等は含まない)
- ※ ECHONET Lite規格においてメーカーに依らず共通に規定される制御(ON/OFF、温度変更等)のみとし、メーカーが独自に規定する制御(エコ運転モード等)に対応する必要はない
- ※ 接続確認は各社が需要家へ接続保障できるレベルで実施すること(実機での接続確認を行うかは各社判断)
- ※ 新基準で交付決定を受けた事業の完了報告時までに対応を行うこと(完了報告時に需要家側に開示した接続可能家電等のリストを添付)

マルチメーカー家電接続構成例

【A: 特定のHEMS機器を介して制御する構成】

- ・ 導入するHEMSから複数メーカーの家電等が制御できること
- ・ 通信変換アダプタが必要な場合は連携可能なアダプタを明示すること

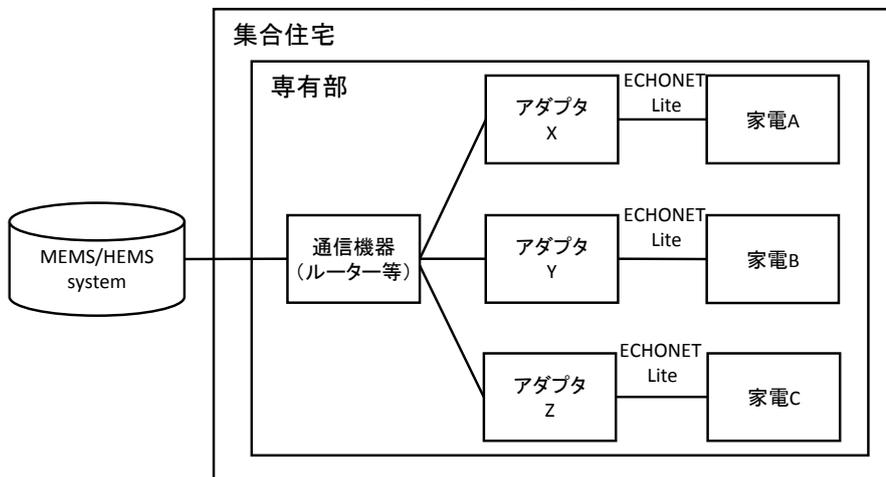


接続可能家電説明書(サンプル)

No.	接続可能家電等		必要付属装置	
	メーカー	商品名	メーカー	型式
1	A	エアコン	XYZ	A0123
2	A	照明	XYZ	A4567
3	B	冷蔵庫	-	-
4	B	エアコン	-	-
5	B	照明	-	-
6	C	蓄電池	-	-
7	C	PV	-	-

【B: クラウド側に制御オブジェクトを持ちアダプタ接続する構成】

- ・ 同一のMEMSサービスから需要家がHEMSアダプタ/HEMS機器を複数選択できること
- ・ 選択したアダプタ種別に応じて接続可能家電等が整理されていること



接続可能家電説明書(サンプル)

No.	対応アダプタ		接続可能家電等	
	メーカー	商品名	メーカー	商品名
1	X	x x HEMS	A	エアコン
2			A	照明
3	Y	o o HEMS	B	冷蔵庫
4			B	エアコン
5			B	照明
6	Z	△△ HEMS	C	蓄電池
7			C	PV

HEMS機器の必須設置範囲に関して

新築・既築を問わず、HEMS機器・アダプタ等の必須設置範囲と条件を整理した。

以下の4構成とし、これらに当てはまらない構成を採用する場合は事前にSIIに相談すること。

既築の状況も鑑み、各戸のインターネット契約までは必須化しないが、**インターネット契約を行えば、どのシステム構成においても、接続可能家電等一覧の内、少なくとも1機器とは、提供する機器のみ(追加機器無し)で制御可能とすること。**

※ エコネットレディ機器のミドルウェアアダプタは家電と同時に購入・設置を行うこと(追加機器とはしない)

※ 専用端末や必要なアダプタは**入居状態やインターネット契約有無、対応家電有無にかかわらず原則全戸へ設置**すること(共用資産扱い)

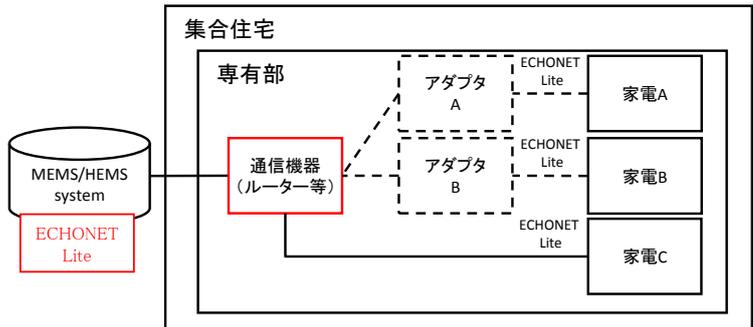
システム構成パターンと必須設置機器範囲(新築・既築共通)

A :クラウド構成①

クラウド側に制御オブジェクトを搭載しており、特定のアダプタを介さずとも家電が制御可能な構成

→通信機器までを必須としアダプタは任意

- 完了報告時点で直接接続可能な家電が発売されていること
- 接続可能な家電とアダプタを需要家へ公開すること
- 申請時点で特定のアダプタを導入する場合は補助対象とする
- 管理者側から家電等への接続状況を把握できること

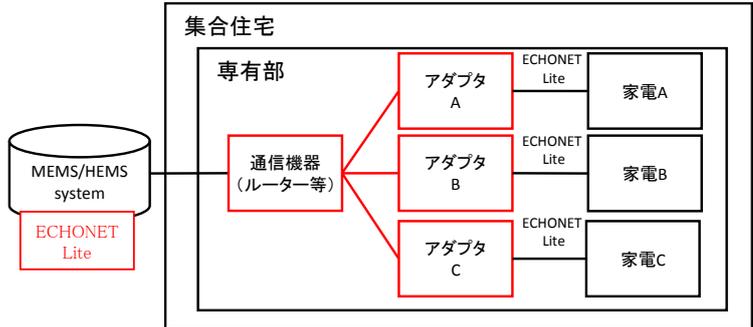


B :クラウド構成②

クラウド側に制御オブジェクトを搭載しており、何れかのアダプタを介して制御をおこなう構成

→通信機器とアダプタ(何れか1つ以上選択)を設置すること

- 提供するクラウドサービスから接続可能なアダプタを需要家へ公開すること
- 管理者側から家電等への接続状況を把握できること

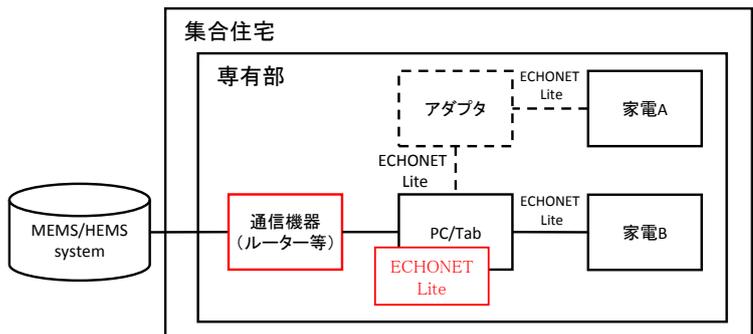


C :アプリ導入構成

需要家のPC/Tab等にアプリケーションを導入し、PC/Tabを経由して制御を行う構成

→通信機器までを必須としPC/Tabは任意

- 対応する家電とPC等があれば制御可能な構成であること
- 家電制御にPC/Tabに加え特定の通信アダプタが必要な場合はそのアダプタまでの設置を行うこと
- PC/Tabへ制御アプリケーションがダウンロードできる環境を提供すること
- 管理者側からアプリの利用状況等を把握可能であること

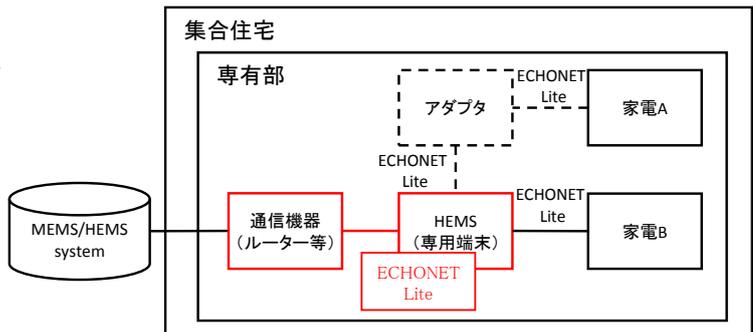


D :専用端末構成

クラウド側または特定の専用端末に制御オブジェクトを搭載しており、特定の専用端末を必ず経由して制御を行う構成

→専用端末までを導入すること

- インターネット契約がされていれば専用端末の接続状態が管理者側から管理できること



一括受電設備の補助対象範囲

一括受電設備の補助対象範囲は、新築・既築とも以下のとおりです。

交付申請時および完了報告時の見積に、下記の区分がわかるような見積項目としてください。

【補助対象】 PAS(装柱材を含む)、UGS、高圧配線、受変電設備(キュービクル含む)、スマートメーター(通信機器を含む)、PAS・受変電設備の接地工事
 ※ただし電力会社資産となるものは補助対象外

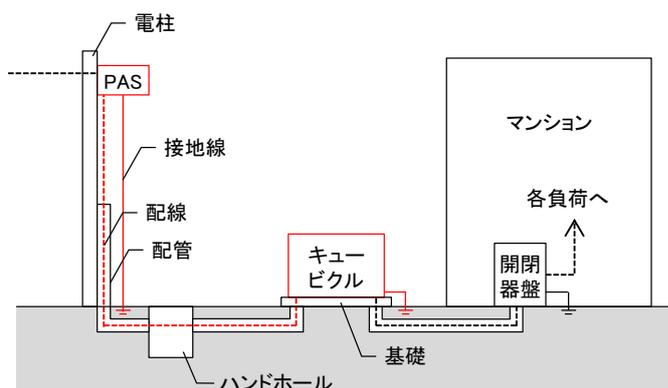
【補助対象外】 電柱、高圧キャビネット(架台含む)、配管、ハンドホール、基礎、低圧配線、開閉器盤、消火器、フェンス、高圧キャビネット・低圧側設備(開閉器盤等)の接地工事、電力会社から請求される負担金など

一括受電設備の構成例

一括受電設備の構成例を以下に示します。(赤色の設備が補助対象です。)

本範囲に当てはまらない設備がある場合、事前にSIIIにご相談ください。

例1: 架空引込+キュービクルの場合



例2: 地中引込+電気室の場合

